

※建築基準法が一部改正されたことにもなつて、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。
建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

潮見台地区計画

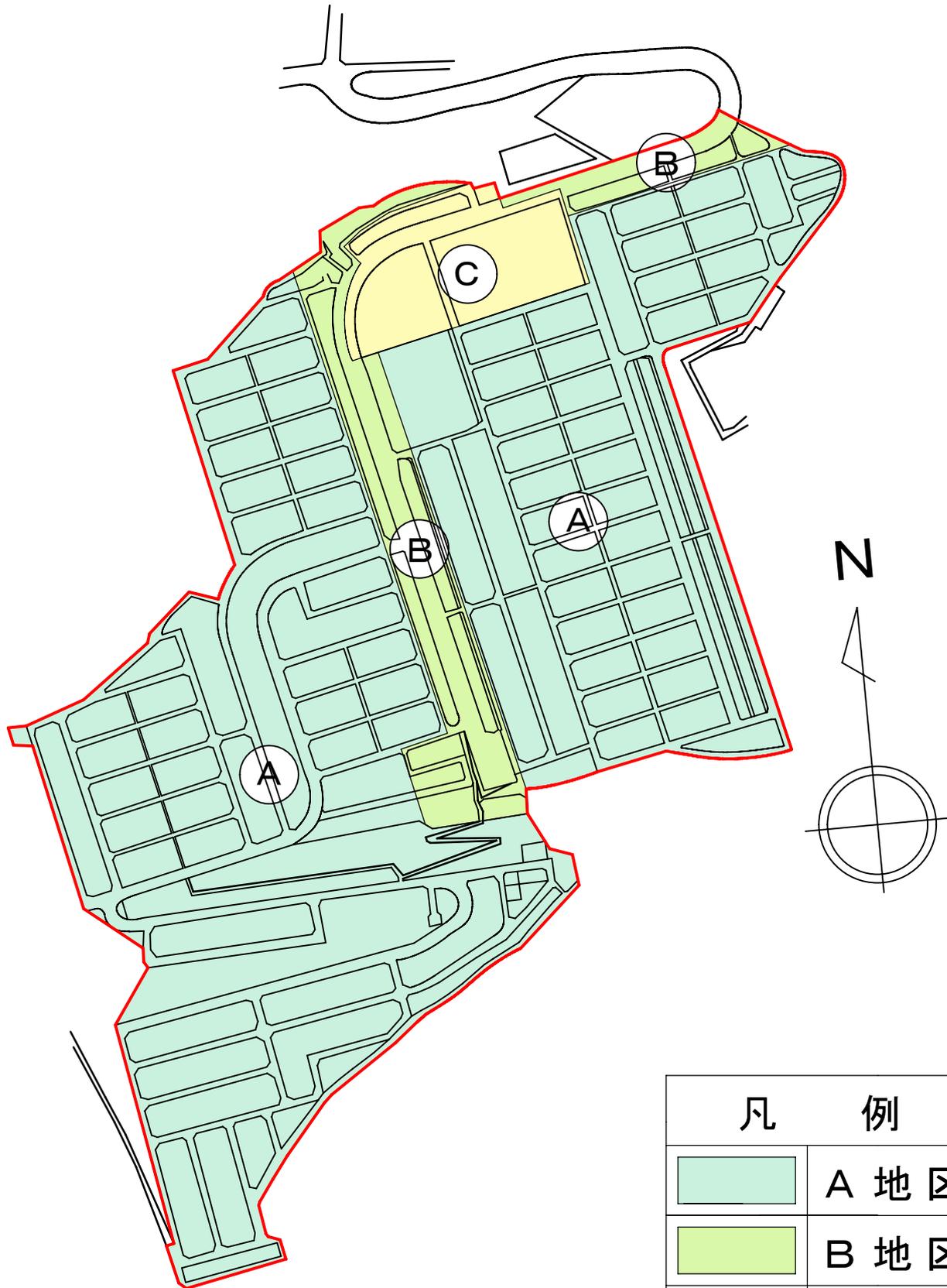
(平成1年5月1日告示第49号)
変更 平成8年2月13日告示第18号
平成11年11月26日告示第175号

名 称	潮見台地区計画	
位 置	高知市潮見台一丁目、二丁目、三丁目の各一部	
面 積	約37.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知市中心市街地より東方へ約7kmに位置し、南国市と行政界を接しており、香長平野を一望でき南国IC、空港にもほど近く住宅地としての立地条件に恵まれた地区である。当地区は民間宅地開発が行われ道路、公園、上下水道等の基盤整備が完了し、低層住宅中心の建築がなされている地区である。このため、地区計画を策定することにより建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、健全でみどり豊かな地区の形成と保持を目標とする。
	土地利用の方針	低層による戸建住宅用地を主体とし、地区への進入口付近に住民の日常生活に必要な店舗及び生活利便施設などのための地区、幹線道路沿いに居住環境保護のための地区を配置する。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、既に道路、公園、上下水道等の基盤整備が完了しており、今後ともその機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1 住宅地の良好な環境の形成と保全のため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を行う。 2 快適な街並みの景観を造りだすため屋外広告物の表示の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。 3 周辺の環境を損なわないよう、敷地境界擁壁法面の使用及び敷地地盤高の変更は行わないこと。

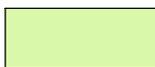
地区の区分		A地区（1低層）	B地区（1住居）	C地区（近商）	
		約32.0ha	約3.7ha	約2.2ha	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）項に掲げるもののうち、次に掲げる建築物は建築することができる。</p> <p>(1) 住宅 （長屋住宅を除く。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3で定めるもの。</p> <p>(3) 診療所 （患者の収容施設を有するものを除く。）</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）</p> <p>(6) 保育所</p>	<p>法別表第2（ほ）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定められる運動施設</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 令第130条の7で定める規模の畜舎</p> <p>(5) 3階以上の部分を法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（令第130条の5の4で定めるものを除く。）</p> <p>(6) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの（令第130条の7の2第1号及び同第2号で定めるものを除く。）</p>	<p>法別表第2（ち）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 令第130条の7で定める規模の畜舎</p> <p>(5) 法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 法別表第2（と）項第4号に掲げる「危険物」の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9で定めるもの</p>	
	敷地面積の最低限度	150㎡			
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、法面を有する擁壁部については、敷地境界線までの距離は1m以上とし、かつ敷地境界の擁壁上部外周線から0.5m以上とする。</p> <p>「次のいずれかに該当する場合は、制限を除外する。ただし、(1)号、(2)号の隣地境界線については外壁の後退距離を0.5m以上とする。」</p> <p>(1) 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内の物置等</p> <p>(3) 地階となる建築物の部分で現地盤面から1.2m以下の部分又は軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(4) 出窓で床面から上方に60cm以上で、かつ、その張出部分が45cm以下のもの</p>		—	
	建築物等の形態、意匠の制限	屋外広告物の表示面積（2個以上あるときは、その合計）は1㎡以内とする。	—		—
	かき又はさくの構造の制限	生垣、透視可能なフェンスもしくは両者を併せたものとする。		—	

区域は計画図表示のとおり

高知広域都市計画潮見台地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡	例
	A 地区
	B 地区
	C 地区
	地区計画の区域